

# おきたま 社会教育情報

Vol. 115 令和2年2月号

## 令和元年度 第2回置賜地区青少年教育推進会議

2月4日(火)、置賜総合支庁西置賜地域振興局において、標記会議を開催しました。今年度は、右欄内の5名の方々に推進委員をお願いし、貴重なご意見をいただいたり、実際の事業を視察していただいたりしました。今回も、青少年ボランティア活動・地域活動の活性化等に向けてご意見をいただきました。

また、各市町教育委員会の担当者の方々をはじめ参会者同士で、グループワークも行いました。それぞれの事業の課題を踏まえた活発な協議が行われました。地域主体のボランティア活動の充実に向けた課題として、ボランティア活動の情報不足や学校との連携、日頃の忙しさなどが挙げられました。これらの課題を解決するための次の一手として、ボランティア活動の魅力伝えるなどの情報の共有化や情報発信の工夫、学校との連携など貴重な意見が出されました。また、小学生・中学生・高校生とステップアップの仕組みを再構築する必要性や新しい仕組みの構築が必要であるとの意見が出されました。

これらの意見を踏まえ、地域における青少年のボランティア活動・地域活動が拡充していくよう情報収集と提供に努めるとともに、今後も様々な方々や団体等との連携を深めていきたいと思っております。

大地 浩太郎氏  
(青年団「たかまる」代表)  
鈴木 麻恵氏  
(ながいNPOセンター理事)  
鈴木 政輝氏  
(長井市総合政策 交流推進室主任)  
丸山 充氏  
(山形県米沢商業高校教諭)  
岩岡 沙織氏  
(飯豊町立飯豊中学校教諭)



## 令和元年度 第68回山形県自作視聴覚教材コンクール

標記コンクールに置賜地区より7点の作品が出品されました。先日審査会が行われ、下記の通り入賞(最優秀1、優秀3、入選2、佳作1)というすばらしい結果となりました。制作者の皆様、おめでとうございます。

### 【学校教育部門】

〈優秀〉[紙しばい] 新々刀の祖 水心子正秀

安部 重子様(南陽市)

### 【社会教育部門】

〈最優秀〉[映像教材] 熊わな「オオモノビラ」の復元ー小玉川マタギの技と知恵ー

本間 正美様・蛭原 一平様(小国町)

〈優秀〉[映像教材] ふるさとの産業遺産 羽前エキストラ

南陽8ミリクラブ様(南陽市)

〈優秀〉[映像教材] 綱木獅子踊り

羽鳥 允祥様(米沢市)

〈入選〉[映像教材] ふるさとに生きる

加藤 正人様(南陽市)

〈入選〉[映像教材] 草鞋をつくる

勸進代寿会様(長井市)

### 【児童生徒作品部門】

〈佳作〉[紙しばい] 三人の若い衆

飯豊町立飯豊中学校美術部様(飯豊町)



〈最優秀〉本間氏・蛭原氏





# 家庭教育出前講座

2月5日(水)株式会社青葉堂印刷(米沢市)の従業員の皆さまを対象に第3回家庭教育出前講座を開催しました。講師に山形県家庭教育アドバイザー 小野卓也氏を迎え、「子育てがしんどい時に思い出すこと」をテーマに研修を深めました。講話では自分の心や感情との向き合い方次第で、人と人とのつながりや、仕事・家庭との関わりなど豊かで円滑になることを教えていただきました。



参加者からは「現在子どもはいないが、感情のコントロール等子育て以外にも応用できる話だ

った。将来子どもをもったら参考にしたい。」「子育てがしんどい時に限らず、楽しく人生を送るために、気持ちよく仕事に向かうために常に心掛けていくこととしてどれも大切だと思った。早速実践したい」等、前向きな感想が多く聞かれました。

置賜教育事務所では令和2年度も家庭教育出前講座を実施します。ぜひご活用ください！



## 置賜地区スポーツ少年団交流会について 友好と交流のために補助金を活用してみませんか？

山形県スポーツ少年団置賜地区協議会では、『団員の友好と交流』を目指した交流会に補助金等の助成を行っております。内容等は、以下のとおりとなっております。来年度の申請についてご希望がある場合は、詳しい資料等をお送りしますので本課までお問い合わせください。

### ◆ 申請の要件は…？

- ① 2市町以上で3単位団体以上の参加があること
- ② 団員相互の友好と交流を目指していること
- ③ 山形県スポーツ少年団置賜地区協議会が主催、共催又は後援であること

### ◆ 事業の内容は…？

- ① 「きそいあい」交流会：日頃の練習の成果を「競い合う」機会としての開催
- ② 「まなびあい」交流会：研修会・講習会等により「学びあう」機会としての開催
- ③ 「かかわりあい」交流会：レク・野外活動・ボランティア等による「かかわり合う」

### 【申請から交付までの流れ】

1、申請書類の提出（期限：令和2年6月12日（金））

★申請書が必要な方は、メールで送信いたします。お問合せ先までご連絡ください。★

2、申請内容等の審査（7月下旬）

3、交流会の開催

4、報告書等提出（事業後1ヶ月以内）

5、補助金の交付（令和3年1月以降）

- ※ 予算額を超える申請があった場合、補助金を減額する。
- ※ 書類の不備、期限内に書類の提出がない場合には、交付を中止する。
- ※ 残金が出る場合には、返金する。
- ※ 補助金交付要綱に違反したとき、不正な行為がなされたときは交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

【お問合せ先：置賜教育事務所社会教育課 Tel 0238(88)8242】